平成 24 年三重県議会第 2 回定例会
請願第 30 号に対する取り扱い

１．指導を行う開発規模
開発区域周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮すべき開発行為の規模を 1 ヘクタール以上としていることから、1 ヘクタール以上の規模を指導の対象とする。

２．合意形成を図るよう指導を行なう漁業団体
濁水による影響範囲は、その濁水の到達範囲内であることから、合意形成を図るよう指導を行なう範囲を、流出した濁水の影響を受けるおそれのある漁場に漁業権を有する漁業団体とする。

３．漁業団体との協議及び合意形成
都市計画法では規制できない施工方法及び施工時期等について、事業者は濁水の影響を受けるおそれのある漁場に漁業権を有する漁業団体に対し開発許可申請にあたり事前に協議し、合意形成に努めるよう指導するものとする。

４．指導対象の開発事業
土地の区画形質の変更を伴う開発事業は、都市計画法第 29 条の開発行為の許可を受けなければならないものを指導対象とする。

５．工事中の開発行為に対して指導
この取り扱いに係る開発事業の工事中に、周辺地域に土砂の流出等により濁水の被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、濁水による被害が生じないよう事業者に対し適切に指導するものとする。